

台東区民設民営型学童クラブ設置運営事業者募集要項

1. 募集の目的

台東区（以下「区」という）では、学齢期の児童数の増加が今後も予測されることから、放課後児童健全育成事業である学童クラブが不足する地域において、民設民営型の学童クラブを開設・運営する事業者を募集します。

2. 概要

- (1) 対象施設数 1 か所
- (2) 施設の規模 40 名程度（応相談）
- (3) 運営開始時期 令和9年4月1日
- (4) 対象地域

田原小学校の在籍児童が利用可能な位置にあること。原則として以下に該当する地域内とする。

雷門1丁目／雷門2丁目 駒形1丁目／駒形2丁目 寿3丁目／寿4丁目

加えて田原小学校から直線距離で300m以内の位置にあることがのぞましいものとする。ただしその距離を超えていても上記の地域内であれば、区との協議次第で可とすることがある。また、上記の地域外であっても田原小学校から直線距離で200m以内と近接しているときも、区との協議次第で可とすることがある。

(5) 整備費

別紙「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」に基づき支出する。

(6) 運営費

別紙「台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱」に基づき支出する。

3. 運営条件

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施し、区内に居住する小学校に在学する児童で、保護者が就労等により放課後の時間に家にいない児童の健全な育成を図り、併せて保護者の負担軽減を図ることを目的とすること。
- (2) 区の放課後対策事業や児童福祉行政を理解し、運営にあたって積極的に協力すること。
- (3) 保護者及び地域関係者の要請に応じ、地域に根ざした運営に努めること。
- (4) 「児童福祉法」、「放課後児童クラブ運営指針」、「東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」及びその他関係法令に適合すること。
- (5) 「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」及び「台東区民設民営

型学童クラブ運営補助金交付要綱」を遵守すること。

- (6) 審査を通過した場合は、施設ごとに運営に関する基本的事項や方針を定めた協定書を区と取り交わすこと。
- (7) 開所時間等については原則として区のこどもクラブ事業に準じるが、区との協議の上、地域の実情に応じて施設ごとに設定することができる。その場合は協定書で定めるものとする。
- (8) 区が指定する期日までに必要な工事を終了し、設備・備品類を整備した上で所定の開始時期に運営を開始すること。ただし、事業者の責によらない理由により開始時期が遅れるときは、区と協議の上定めるものとする。
- (9) 必要な工事の実施や運営開始にあたっては、敷地内及び近隣の住民に対して必要に応じて説明会を実施するなどの手段で十分な説明の機会を設け、理解を得ること
- (10) 物件の開所前賃借料については、別紙「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」のとおり、公募に参加申請を行った日からの発生分を補助対象とする。ただし、審査を通過した場合に限る。
- (11) 将来的に区が求めた場合、「東京都認証学童クラブ」と同等の運営基準を実現させること。ただしその時期は区と協議の上で決定する。

4. 施設条件

- (1) 整備及び運営を予定している物件は、現に事業者が所有若しくは賃借、又は審査を通過した場合に所有若しくは賃借することが確実であること。
- (2) 賃借する物件の場合は、放課後児童健全育成事業に使用することについて、貸主の了承を得ておくこと。
- (3) 「都市計画法」、「建築基準法」、「消防法」、「放課後児童クラブ運営指針」、「東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都建築物バリアフリー条例」及びその他関係法令に適合すること。
- (4) 上記(3)の法令に関する確認として、応募に際して区の建築課、所管の消防署などへ必ず、予定物件における学童クラブの開設について事前相談をするとともに、その相談は一級又は二級建築士の有資格者が行うこと。また、建築課への相談内容は必要に応じて提出ができるように応募者側で都度正確な記録を取っておくものとする。
- (5) 物件は、児童福祉施設として建築基準法による用途変更が可能か確認しておくこと。
- (6) 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた耐震基準（新耐震基準）であること。ただし、昭和56年6月以前に建築された建物は、耐震診断等により新耐震基準を満たしていることが客観的に証明された場合に可とする。
- (7) 建築確認申請書、建築確認済証及び建築検査済証の提出が可能であること

と。ただし、これらの提出が困難である場合は、例えば建築確認台帳記載事項証明書をもって代えることなども可能であるため、区と協議すること。

- (8) 2階以上の物件は、児童福祉施設と同等の建築基準法上における二方向避難を確保すること。したがって、その階における学童クラブの主たる用途に供する居室の床面積の合計が、100㎡（主要部分が準耐火構造又は不燃材使用の建築物の場合）を超える物件は、その階から避難階又は地上に通じる2以上の直通階段を必須とする。なお、1階及び上記床面積を満たさない2階物件についても、利用者から見て安全な避難経路・手段が複数確保されている必要があるため、区に事前確認すること。また、審査を通過した事業者は、その避難経路・手段についてあらためて区へ報告すること。
- (9) 原則として専用区画において児童1名につき1.98㎡以上を確保すること。ただしそれが困難であるときは、区との協議の上で児童1名につき1.65㎡以上で可とする場合がある。その際、トイレ、事務スペース、及びロッカーや棚などの備品・設備類は面積に含まないこと。
- (10) 同一施設内で他事業を複合的に実施する場合、放課後児童健全育成事業の実施場所と明確に区分すること。また、その際は他事業の内容について事前に区と協議すること。
- (11) 審査を通過した事業者は、運営開始に先立って、施設が「東京都建築物バリアフリー条例」に適合していることを示すために、東京都都市整備局のホームページ上から入手できる「建築物移動等円滑化基準チェックシート」を、一級又は二級建築士の有資格者による確認を経て、当該有資格者の署名捺印とともに区へ提出すること。
- (12) 電話回線を利用する非常通報装置（学校110番）を設置し、保守点検を定期的実施すること。

5. 応募資格及び応募条件

応募者は、参加申請書（様式第1号）提出時に以下の資格要件をすべて満たすものとします。

- (1) 法人格のある団体であること。
- (2) 東京23区内に団体の事業所を有し、東京都若しくは隣接する県において、放課後児童健全育成事業の運営実績が1年以上あること。ただし、当該団体の経営状況や他事業の運営実績、事業計画の内容などにより、放課後児童健全育成事業を遂行する能力があると認められる場合はこの限りではない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。

- (4) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないもの。
- (5) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により更生計画認可の決定を受けていること
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (8) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 事業を遂行できる十分な資力・人材・知識・技能等を有していること。
- (11) 台東区において放課後児童健全育成事業を継続して実施する意欲を有すること。

6. 提案の応募について

本公募は先着順とします。参加申請書（様式第1号）及び必要な応募書類が全て提出された段階で内容を見童・青少年育成課児童担当で確認し、募集要項その他に適合すると認められた時点で、該当する地域に関して募集の公表を終了します。ただし、提案についてはその後で、台東区内における民設民営型学童クラブとして適切な内容であるか審査を実施します。

7. 提案の審査

審査は、事業運営計画・施設整備計画・団体の経営状況などを総合的に評価します。また、応募者単位でなく提案施設ごとに審査を実施するものとします。

(1) 審査の観点

- ① 事業及び施設に関する提案が、関係する条例及び規則等を遵守し、適正かつ効率的に放課後児童健全育成事業の運営を行う内容であるとともに、利用者に対するサービスの向上が図られるものであると認められること。
- ② 当該団体が提案内容に沿った運営を安定して行うことができる財政的基礎及び人員を有することにより、対象地域において放課後児童健全育成事業を円滑に実施できる能力を有すると認められること。

(2) 審査方法

書類審査、物件の現地視察、財務状況診断、ヒアリングによる。

(3) 提案の採用

所定の得点率を超えた場合に審査通過とする。また、同時に別個の事業者から参加申請があったときは、各事業者の施設に関する提案を得点順として上位を審査通過とする。ただし、この場合も所定の得点率を超える必要がある。

8. 公募及び審査スケジュール

(1) スケジュール

	内 容	日 程
1	募集の公表	4月30日（木曜日）から
2	公募に関する質問の受付	5月18日（月曜日）から
3	質問に対する回答	質問書の受付から1週間程度
4	参加申請の受付	4月30日（木曜日）から
5	応募書類の受付	5月29日（金曜日）から
6	応募書類の確認	応募書類受付日から1週間程度
7	審査の実施	応募書類確認終了時から約2か月以内
8	審査結果の通知	審査日から2週間程度
9	施設整備費補助金交付申請の受付	令和9年3月中旬まで（予定）
10	協定書の締結	令和9年4月1日（予定）
11	施設の運営開始	令和9年4月1日（予定）
12	施設整備費補助金実績報告の受付	令和9年4月中旬まで（予定）

(2) 募集の公表及び募集要項等交付

- ① 募集公表開始 令和8年4月30日（木曜日）から
- ② 募集公表方法及び要項交付 区ホームページ上に公表

(3) 公募に関する質問の受付

- ① 受付期間 令和8年5月18日（月曜日）から
- ② 受付方法 まず、児童・青少年育成課児童担当へ電話（03（5246）1235）によりご連絡ください。必要に応じてQ&A集をこちらからお送りします。その上で、なお質問事項がある場合は、質問書（様式第7号）を児童・青少年育成課児童担当宛に電子メールで送付してください。

(4) 質問に対する回答

- ① 回答期間 質問書（様式第7号）の受付から1週間程度
- ② 回答方法 質問書で受け付けた全ての質問とその回答を、質問書に記載されたメールアドレス宛に返信します。新たな回答はその時点で質問書を提出済である他事業者が存在する場合、内容を共有するとともに、回答を適宜Q&A集に追加します。

(5) 参加申請の受付

- ① 受付期間 令和8年4月30日（木曜日）から
- ② 受付方法 参加申請書（様式第1号）をPDF形式などにより児童・青少年育成課児童担当まで電子メールでご送付ください。参加申請書の原本は応募書類と同時に提出してください。なお参加申請書は、施設の開設を予定する物件を現に事業者が所有若しくは賃借、又は審査を通過した場合に所有若しくは賃借することが確実になった場合に提出することとし、物件が全く確保されていない状況で提出することは不可とします。また、参加申請書の提出後に応募を辞退する場合は、参加辞退申出書（様式第8号）を児童・青少年育成課児童担当へ提出する必要があります。

（6）応募書類の受付

- ① 受付期間 令和8年5月29日（金曜日）から
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③ 受付場所 台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当
台東区東上野4-5-6 台東区役所6階⑥番窓口
電話 03（5246）1235
- ④ 応募書類 別紙「応募書類の作成について」のとおり
- ⑤ 提出方法 事前に児童・青少年育成課児童担当まで電話連絡し提出日時をあらかじめ調整した上で、応募書類一式を受付場所に持参してください。参加申請書（様式第1号）の提出後、概ね1か月以内に提出できるよう努めてください。また、郵送、FAX、メール等による受付は不可とします。

（7）応募書類の確認

提出された応募書類及び応募の内容について、募集要項等に適合しているか児童・青少年育成課児童担当で確認します。適合していた場合、「台東区民設民営型学童クラブ運営事業者審査委員会」による審査対象となり、該当する地域に関して募集の公表は終了します。後日、提出書類一式をCD-R等の電子媒体でご提出いただきます。また、適合していなかった場合は、参加辞退申出書（様式第8号）の提出が必要となります。

（8）審査の実施

提出された応募書類に対する書類審査と財務状況診断、候補物件に対する現地調査、提案内容に対するヒアリングを実施します。具体的な日時等は募集の公表終了後、別途調整します。

（9）審査結果の通知

審査終了後、対象事業者に書面で通知します。

(10) 協定書の確定の協議

台東区こども家庭部児童・青少年育成課長は、審査を通過した事業者と協議を行い、令和9年度の運営内容に係る協定書の内容を確定させます。複数の応募があった場合は、各応募における提案内容を得点順とし、上位案の事業者を優先交渉権者とします。

(11) 審査通過事業者との不調

提案内容が審査を通過した事業者について以下の事象が発生した場合、台東区こども家庭部児童・青少年育成課長はあらためて公募を再実施します。また、複数の応募があり、次順位の提案者も所定の得点率を確保したときは、次順位の提案者を新たな交渉権者として交渉を行います。次順位交渉権者には事務局から別途連絡します。

- ① 審査通過事業者（優先交渉権者）が公募への参加資格要件を有しなくなったとき
- ② 審査通過事業者（優先交渉権者）が指定の期限までに承諾の届出をしないとき
- ③ 審査通過事業者（優先交渉権者）が辞退の届出をしたとき
- ④ 審査通過事業者（優先交渉権者）との協議が不調となったとき

(12) 運営開始準備

審査通過事業者が審査結果に承諾の意を示し、協議によって協定書の内容が定まった後、必要な事前工事の着工を開始し、区が指定する期日までに工事を終了してください。また、その他の事項も本募集要項や協定書等に基づき、適宜区と協議・調整した上で運営開始に向けて事前準備を進めてください。

(13) 令和8年度分施設整備費補助金交付申請の受付

「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」に基づいて、令和8年度中に対象経費が生じた場合は、当該年度分の対象経費の一部を補助します。申請にあたって必要な提出書類等や具体的な提出期日については、別途案内します。

(14) 協定書の締結

協定書は、令和9年4月1日付で締結するものとし、その際、令和9年度の本補助事業に係る予算配当があることが締結の条件となります。

(15) 令和8年度分施設整備費補助金交付申請の受付

「台東区民設民営型学童クラブ施設整備費補助金交付要綱」に基づいて、令和8年度中に補助を申請し、区から交付決定を受けた場合、実績報告として必要な提出書類等や

具体的な提出期日を別途案内します。

9. 提案書に係る情報公開

本公募の参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、ご提出ください。なお、公開の決定に際しては事前に意見を聴取する場合があります。

10. その他留意事項

- (1) 審査通過事業者が本募集要項に反した場合、又は提出書類の内容に事実と反する記載があった場合、審査結果を取り消すことがある。
- (2) 応募にあたって事業者が提出した資料は審査結果にかかわらず返却はしない。
- (3) 提出後の応募書類等の差し替えは、区が指示又は認めた場合を除いて不可とする。
- (4) 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 応募にかかる費用は、一切を応募者の負担とする。
- (6) 募集に関する追加情報などがある場合、随時、区のホームページに掲載する。
- (7) 審査を通過した事業者は、応募時の提案内容について、その実現に努めること。特に区が求める場合は可能な限り要望に応えること。

11. お問い合わせ先

台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当

担当：高松

Tel：5246-1235

※ 参加申請書や応募書類を提出する前に、物件が募集の要件に適合するかよくご確認ください。

※ 書類送付先のメールアドレスについては、電話でお問合せください。

応募書類の作成について

1. 応募に必要な書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 団体の概要（様式第2号）
- ③ 直近3か年分の財務書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書など経営状態がわかる書類）
- ④ 提出時において発行後3か月以内の法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び印鑑証明書
- ⑤ 提出時までに取り得可能な直近3か年分の法人税・法人事業税・消費税・地方消費税の納税証明書
- ⑥ 定款又は寄附行為、就業規則、給与規定
- ⑦ 物件調書（様式第3号）
- ⑧ 施設の現況を示す写真、配置図、使用階平面図（避難経路、専用区画部分を明示すること）、案内図（周辺小学校からの経路入）、建物の不動産登記事項証明書（全部事項）
- ⑨ 施設整備計画書（様式第4号）
- ⑩ 事業運営計画書（様式第5号）
- ⑪ 収支計画（様式第6号）

2. 提出方法

作成した書類を以下のとおりA4フラットファイルに綴り（左綴り）、期日までに台東区こども家庭部児童・青少年育成課児童担当までご提出ください。なお、平面図等の物件図面については適宜A3サイズで綴じ込むなど、見やすくする配慮をお願いします。ご提出いただいた書類については、児童・青少年育成課児童担当にて、書類の不備を確認させていただいたのち、CD-Rなどの電子媒体でもご提出願います。

正本…1部／副本1…1部／副本2…6部

※副本2については、

- ・団体名や団体が特定できる記述・画像について当該箇所を黒色で塗りつぶすこと。
- ・上記③～⑥の書類は綴じ込まないこと。

※複数の提案を行う応募者の場合、上記③～⑤の原本はいずれかの正本に綴じられていれば、他の正本及び副本1に関しては写しで可とする。

※表紙・背表紙タイトルについては、

- ・正本・副本1・・・台東区民設民営型学童クラブ設置運営企画提案書 施設名（仮称） 正本（副本1） 団体名

- ・副本2・・・台東区民設民営型学童クラブ設置運営企画提案書 施設名（仮称） 副本2

※項目ごとにインデックスを添付すること。また、可能な範囲で両面印刷とし、⑦～⑪の部分は合計で概ね60ページ以内とすること。